

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う授業料等減免募集要領

本学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家計が急変した世帯の本学学生に対する経済支援として、下記のとおり授業料等減免の特別措置を講じます。

該当する学生で、この特別措置を希望する場合は、下記の要領を確認のうえ所定の手続きを行ってください。

記

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家計が急変し、原則として以下の要件を満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援を受けていること又は、事由発生後の所得（事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に年間換算し、例えば直近1ヵ月分を12倍するなどにより算出した金額）が昨年の所得と比較し1/2以下となっていること。
- ②家計基準は今年の所得見込み（①の後段で算出）が給与所得者の場合は841万円以下であること（給与所得者以外は355万円以下）。

※国の高等教育の修学支援新制度の採用者は対象となりません。

2. 減免内容

令和2年度第2期（後期）の授業料および教育充実費を本学で定める範囲内で減免します。
なお、第2期（後期）の授業料等を既に納入済みの場合は、減免相当額を返還します。

3. 申請期間

令和2年7月21日（火）～令和2年10月30日（金）

4. 申請書類

以下の書類を申請期間内に、学生課奨学金係に追跡記録が残る方法（レターパックや簡易書留など）で郵送してください。※書類到着の確認は郵便局の郵便追跡サービスを使用してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免願書
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の証明書（公的支援を受けていない場合は、申告書が必要）
- (3) 生計維持者である父母の令和2年度所得証明書（収入の有無に関わらず必要）
- (4) 家計急変が生じた方の減収後の給与明細または帳簿の写し
- (5) 学費等納入金返還願（学費納入済みの方のみ必要）

※必要に応じて、別途申請書類を求めることがあります。

5. その他

授業料等減免の適用は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家計状況を審査し、経済的困窮度が著しく高い学生であると判断した場合に限ります。

なお、申請に際し、虚偽又は重大な過失があった場合は授業料等減免の決定を取り消す場合があります。

6. 問い合わせ先および送付先

【問い合わせ先】

福岡大学学生課奨学金係 ☎092-871-6631（代表） 内線 2654・2655

【送付先】

〒814-0180

福岡県福岡市城南区七隈八丁目 19 番 1 号 福岡大学学生課奨学金係

※「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う授業料等減免申請書類在中」と封筒の表面に朱書きしてください。

以上